

## 第4章

# 施策の展開

## 第4章 施策の展開

### I 障がいへの理解促進・啓発・広報

障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図るとともに、障がいを理由とした差別がないよう、障がい及び障がい者に関する社会全体の理解を深めることが必要です。特に、内部障がい<sup>※</sup>や精神障がい、発達障がい<sup>※</sup>、高次脳機能障がい<sup>※</sup>などは、外見からではその障がい分かりにくく、障がいに対する十分な理解が得られていないことから、その特性に関する理解を深め、必要な配慮や支援<sup>※</sup>が行われるよう一層の啓発・広報が求められます。

また、障がい者福祉に対する町民の関心は高く、日頃から障がい者を含めた話し合いや交流の機会を設けることは、社会全体の理解が深まり、様々な課題の解決に向けた大きな足がかりになることと考えられます。

#### 1 ボランティア活動の推進

ボランティア活動を通じて、障がい者と関わる機会を設け、障がいへの理解促進のための取り組みを推進します。

##### 施策 1-1 町民ボランティア活動の推進

地域福祉のあり方やボランティア活動に関して、町民の皆さんに興味や関心を持ってもらうことを目的に、町民ボランティア活動を推進します。

###### ① ボランティアセンター事業【継続】

ボランティア研修会や講座の開催を通し、町民のボランティア意識を向上させていきます。

また、個人・団体のボランティア登録を促進するとともに、登録者への情報の提供や情報交換会を開催しています。

実施主体	町社会福祉協議会
------	----------

## ② ほのぼのコミュニティ21推進事業【継続】

地域における見守り活動を活性化させるための研修会等を開催し、ほのぼのコミュニティ21推進事業を充実させていきます。

実施主体	町社会福祉協議会
------	----------

## 2 福祉教育の推進

障がいに対する理解を深め、社会福祉や活動への関心を高めるため、体験を通して学習する福祉教育を推進します。

また、幼少期から日常的に健常児と障がい児がふれあう機会を設け、互いの成長を支援<sup>\*</sup>するとともに障がいに対する理解を促します。

### 施策2-1 福祉体験や講演会の実施

小中学生から障がいや障がい者に対する理解を深め、社会福祉や活動への関心を高めるため、福祉ボランティア推進校を指定して福祉の啓蒙と浸透を図ります。

#### ① 共同募金配分事業【継続】

町社会福祉協議会では、小中学校から福祉ボランティア推進校を指定し、各学校の特色を生かした施設訪問や体験学習を実施しています。

実施主体	町社会福祉協議会
------	----------

### 施策2-2 日常生活のなかでの障がいへの理解の促進

町民に対して障がい者や高齢者への心身の理解を深めるとともに、住民と障がい者とがふれあえる機会を設けます。

#### ① 高齢者疑似体験及び車椅子体験【継続】

町社会福祉協議会では、町民に障がい者や高齢者への理解を深めるために、用具の装着や車いすの操作・介助などの体験の機会を設けています。

実施主体	町社会福祉協議会
------	----------

## ② ふれあいフェスティバルの開催【継続】

町社会福祉協議会では、施設利用者、ボランティア、住民が歌や踊りを通じた交流を行っています。

実施主体	町社会福祉協議会
------	----------

## 3 啓発・広報活動の推進

町民の多く集まるイベントにおいて、障がい者団体や障がい者施設のブースを設置し、障がい者や障がいに対する社会一般の理解を深めます。また、広報紙やホームページ、町内の広報板を通じて、より多くの町民に正しい知識を普及します。

### 施策 3-1 広報紙による啓発

#### ① 広報紙の発行【継続】

障がいに関する知識習得のための研修日程等や、障がい者のための支援\*内容を周知するために、「広報このへまち」に掲載しています。

実施主体	総務課
------	-----

### 施策 3-2 講演会の実施

#### ① 障がい福祉\*に関する合同研修会の開催【継続】

障がい福祉\*に関する啓蒙普及を図るため、住民や福祉事業者等を対象に、講演会を八戸圏域定住自立圏の市町村合同で開催しています。

実施主体	福祉課
------	-----

### 施策 3-3 ヘルプマークの普及啓発

#### ① ヘルプマークの作成・配付【新規】

外見では障がいがあると分からなくても援助や配慮を必要とする方が、周囲の援助を得やすくなるよう、窓口での配布やポスター掲示等で普及啓発を行います。

実施主体	福祉課
------	-----

## 4 公共サービス従事者の障がい者理解の推進

障がい者が地域において安心して生活できるよう、町職員やサービス従事者の障がいに関する理解を深め、意識の向上を目指します。

### 施策 4-1 障がいに関する理解促進

町職員に対しては、障がいに対する正しい理解を深めるための啓発・広報活動を実施します。

#### ① 精神保健障害者支援<sup>\*</sup>事業【継続】

町保健師や担当職員は、精神障がい者の適正医療及び家族への支援<sup>\*</sup>に努めながら、精神保健の知識と理解を深めています。

実施主体	福祉課 健康増進課
------	-----------

### 施策 4-2 専門研修の積極的な活用

町保健師や担当職員は、障がいに対する正しい理解を深めるための研修会等に参加して障がい福祉施策に係わる業務に活かします。

#### ① 各種障がいに関する研修参加【継続】

町職員は、県等が主催する障がいに係わる研修会等に参加し、知識の習得に努めています。

実施主体	福祉課
------	-----



## ② 障がい福祉<sup>\*</sup>に関する合同研修会の開催【継続】

障がい福祉<sup>\*</sup>に関する啓蒙普及を図るため、講習会を八戸圏域定住自立圏の市町村で合同開催し、町保健師や担当職員の知識の習得にも努めています。

実施主体	福祉課
------	-----

## II 生活支援

利用者本位の考え方に立って、性別、年齢、障がいの状態による個人の多様なニーズに対応する生活支援体制を整備し、障がいの有無に関わらず安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制を確立する必要があります。

### 1 ニーズに合った福祉サービスの提供

地域において、障がい者が自立<sup>\*</sup>した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに合った支援<sup>\*</sup>を提供します。

#### 施策 1-1 福祉用具の利用促進

障がい者に対して福祉用具の購入や修理に係る費用を支給し、福祉用具の利用促進を図ります。また、障がい者の要望や近隣市町村の状況に応じて、助成の対象とする福祉用具の種目拡大を検討します。

##### ① 補装具費支給【継続】

身体障がい者（所得制限あり）に対しては、障がいのある部分を補うための用具（補装具）を購入または修理する際に費用の一部を支給しています。

実施主体	福祉課
------	-----

##### ② 日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業）【継続】

日常生活が円滑に行なわれるよう障がいの種類や程度に応じて、日常生活の利便を図るための用具を給付や貸与しています。

実施主体	福祉課
------	-----

## 施策 1-2 日中活動の場の提供

---

在宅の障がい者に日中支援の場を提供し、障がい者とその家族を支援\*します。

### ① 地域活動支援センター事業（地域生活支援事業）【継続】

地域で生活する障がい者に対して、くつろげる場所を提供しています。

実施主体	福祉課
------	-----

### ② 日中活動系サービス（障害福祉サービス）【継続】

福祉施設でのサービスを希望する方に対して、本人の意向や障がいの状況に応じた介護や訓練等日中活動の場を提供しています。

実施主体	福祉課
------	-----

## 施策 1-3 住まいの確保

---

障がい者が地域で生活する場としてグループホームの整備について、関連事業者に積極的に働きかけます。また、心身障がい者世帯を対象とした福祉向住宅の情報を提供・紹介します。

### ① グループホーム（障害福祉サービス）【継続】

地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助をしています。

実施主体	福祉課
------	-----

### ② 施設入所支援（障害福祉サービス）【継続】

介護が必要な方や通所が困難な障がい者に対して、居住の場を提供し夜間における日常生活上の支援\*をしています。

実施主体	福祉課
------	-----

### ③ 福祉ホーム（地域生活支援事業）【継続】

障がい者に対して、低額な料金で居住やそのほかの設備を提供し、日常生活上の支援\*をしています。

実施主体	福祉課
------	-----

### ④ 町営住宅【継続】

障がい者に対しては、不便なく生活できるような住宅を建設し入居の募集をしています。

実施主体	都市計画課
------	-------

## 施策 1-4 移動手段の充実

障がい者や高齢者などの交通弱者を含む、町民の生活を支える重要な足として、コミュニティバスを運行します。また、移動に係る費用の助成を実施し、積極的な外出を支援\*します。

### ① 移動支援事業（地域生活支援事業）【継続】

屋外での移動が困難な障がい者に対しては、福祉車両による移動の支援\*、特別支援学校への通学支援\*、マンツーマンによる支援\*等をしています。

実施主体	福祉課
------	-----

### ② 障害者自動車運転免許取得費助成事業（地域生活支援事業）【継続】

障がい者の普通自動車免許取得費用を助成し、社会参加を促進しています。

実施主体	福祉課
------	-----

### ③ 身体障害者自動車改造費助成事業（地域生活支援事業）【継続】

身体障がい者が自ら所有し運転する自動車の改造費用を助成しています。

実施主体	福祉課
------	-----

#### ④ コミュニティバス事業【継続】

通院患者送迎バスの再編を行い、交通空白地帯の緩和を図り障がい者が自立した生活ができるようにします。

実施主体	総合政策課
------	-------

### 施策 1-5 家族の休息

#### ① 日中一時支援事業（地域生活支援事業）【継続】

介護している家族の一時的な休息に利用できるとともに、障がい者の日中における活動の場を確保し、日常生活上必要な訓練等を実施しています。

実施主体	福祉課
------	-----

## 2 経済的支援の充実

経済的自立と生活の安定を図るため、障がいの程度などに応じて手当を支給するとともに、税金や保育料などを減免します。

### 施策 2-1 利用料等の免除

障がいの程度や所得などを一定の要件を満たす場合には、利用料を減免・軽減・免除します。

#### ① 保育所保育料の軽減【継続】

在宅障がい者（児）として、身体障害者手帳・愛護（療育）手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯の保育料を軽減しています。

実施主体	福祉課
------	-----

## ② ケーブルテレビ料金の免除【継続】

身体障害者手帳・愛護（療育）手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の世帯で、世帯全員が町民税非課税の場合には、設置経費や利用料を減免しています。

実施主体	総合政策課
------	-------

## 施策 2-2 訓練費用の支給

### ① 更生訓練費の支給（地域生活支援事業）【継続】

施設の種類・訓練日数などに応じて、訓練のための経費及び通所のための経費（交通費）を支給しています。

実施主体	福祉課
------	-----

## 3 相談支援体制の充実

各相談窓口が連携し、継続した計画的な支援<sup>\*</sup>を実施するため、関係機関が連携するとともに相談支援体制の充実を図ります。また、より障がい者自身のニーズや適性に合った支援を実施するため、各相談の活用を図ります。

### 施策 3-1 相談の連携

身近な相談窓口として民生委員児童委員による地域住民の把握や町保健師・社会福祉協議会・地域包括支援センター<sup>\*</sup>との連携を密にします。

#### ① 民生委員児童委員協議会の支援<sup>\*</sup>【継続】

児童福祉・高齢福祉・障がい福祉などの福祉をはじめとする相談に応じるほか、住民の方々が必要な福祉サービスを適切に受けられるように、情報提供や研修会の開催などを行っています。

実施主体	福祉課
------	-----

## ② 相談窓口の連携【継続】

町保健師、町社会福祉協議会や地域包括支援センター\*など関係機関の連携を図っています。

実施主体	福祉課、健康増進課、介護支援課、町社会福祉協議会
------	--------------------------

## 施策 3-2 専門相談窓口の充実

障がい者や家族からの様々な相談に専門員が助言や情報提供を行います。

### ① 相談支援事業（地域生活支援事業）【継続】

障がい者や家族などの相談に応じ、自立\*した日常生活を営めるよう援助するために、地域活動支援センターに業務委託しています。

実施主体	福祉課
------	-----

### ② 障害者相談員設置事業【継続】

身体・知的障がい者の福祉増進のため、相談に応じ更生のために必要な援助を行うことを、更生援護に熱意と見識をもっている者に委託します。

実施主体	福祉課
------	-----

## 施策 3-3 サービス等利用計画の作成

### ① 特定相談支援（障害福祉サービス）【継続】

障がい者（児）の自立\*した生活を支え、障がい者（児）の課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメント\*によりきめ細かく支援\*しています。

実施主体	福祉課
------	-----

### 施策 3-4 地域生活への移行・定着の支援

#### ① 地域移行支援（障害福祉サービス）【継続】

施設入所または精神科病院に入院している障がい者が地域生活に移行する際に、住居の確保等必要な支援を行います。

実施主体	福祉課
------	-----

#### ② 地域定着支援（障害福祉サービス）【継続】

住居において単身で生活しているため緊急時の支援が見込めない状況にある方、住居において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がい（疾病）等のため障がい者に対し当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある方に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

実施主体	福祉課
------	-----

### 施策 3-5 自立支援協議会の活用

#### ① 町地域自立支援協議会【継続】

「五戸町地域自立支援協議会」においては、困難事例への対応や課題を検討します。

実施主体	福祉課
------	-----

## 4 障がい者団体への支援

町内の障がい者団体に対し、公共施設利用料の減免や福祉バスを貸出し、活発な団体活動を支援\*します。また、障がい者団体に活動費の一部を補助し、社会参加の推進を図ります。

### 施策 4-1 公共施設などの利用

障がい者団体を含む各団体などの活動を支援\*します。

#### ① 福祉バス事業【継続】

福祉バスは、障がい者団体に対して年2回程度を貸出しています。

実施主体	総務課
------	-----

#### ② 公共施設利用料の減免【継続】

障がい者の自立及び社会参加を支援するために障がい者団体等が利用する公共施設の利用料を減免しています。

実施主体	各公共施設
------	-------

### 施策 4-2 活動資金の助成

#### ① 障がい者団体への補助金交付【継続】

障がい者が地域へ社会参加を推進するため、「身体障害者福祉会」に対して活動費の一部を補助します。

実施主体	福祉課
------	-----

## 5 権利擁護<sup>\*</sup>の推進

障がい者に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図るとともに、成年後見制度<sup>\*</sup>などを活用し、障がい者の権利を守り、個人の意見が尊重されるように支援<sup>\*</sup>します。

### 施策 5-1 権利擁護<sup>\*</sup>の推進

障がい者に対する虐待や差別の防止に向けて、サービスや相談支援事業者など関係機関と連携を図るとともに、障がい者の権利を守り、個人の意見が尊重されるように支援<sup>\*</sup>します。

また、障がい者に配慮した選挙広報体制を確立します。

#### ① 成年後見制度<sup>\*</sup>利用支援事業（地域生活支援事業）【継続】

成年後見制度<sup>\*</sup>の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや、必要な費用を負担することが困難な方に対して助成等を行っています。

実施主体	福祉課、介護支援課
------	-----------

#### ② 障がい者虐待防止の体制整備【継続】

虐待に関する相談・通報・届出を受付し、事実確認をしたうえで必要な援助や措置等を行っています。

実施主体	福祉課
------	-----

#### ③ 各種選挙広報【継続】

障がい程度が重く投票所まで来るのが困難な方に対しては、郵便で投票できることを広報します。

実施主体	選挙管理委員会
------	---------

## 6 スポーツ・文化芸術活動の振興

障がいの種別にかかわらず、すべての障がい者の社会参加が求められていることから、スポーツに親しむ環境づくりを推進し、各種大会やスポーツ教室などの開催を支援\*します。

また、生涯学習や文化活動に誰でも参加できるように、障がい者に配慮した活動環境の整備を進めます。

### 施策 6-1 障がい者スポーツの振興

#### ① 各種スポーツ大会へ選手派遣【継続】

三戸郡身体障害者スポーツ大会、青森県身体障害者スポーツ大会などの各種スポーツ大会へ参加選手の募集と引率をしています。

実施主体	町社会福祉協議会
------	----------

### 施策 6-2 生涯学習環境の整備

#### ① 障害者地域生活推進研修会【継続】

障害者地域生活推進研修会では、当事者、家族会制度について学習や討議を行い、住みよい町づくりについて考えていきます。

実施主体	町社会福祉協議会
------	----------

### III 生活環境

障がい者や高齢者を含め、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加していくためには、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など、主要駅から周辺施設までの生活空間のバリアフリー化や、バスや自動車など身近な交通手段が必要です。

支援者に依存せず、障がい者が自立<sup>\*</sup>した生活を営むためには、歩行空間のバリアフリー化をさらに推進していくとともに、身近な交通手段を充実し、さらに利用費用の助成などの経済的支援も重要となります。

また、障がい者のみの世帯などでも安心して生活ができるように、防災・防犯対策を推進するとともに、いつ発生するかわからない災害に対応できるよう、災害時の支援体制づくりを早急に進めていくことが必要です。

#### 1 歩行空間のバリアフリー化の推進

障がい者や高齢者を含め、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、道路などの維持管理やバリアフリー化を進めます。また、誰もが快適に利用でき、親しめる環境を整備するため、公共交通機関や公園・広場の整備を推進します。

##### 施策 1-1 道路・歩行空間のバリアフリー化

誰もが安心して外出できるよう、道路や歩道の整備・維持管理・改修を進めるとともに、バリアフリー整備を進めます。

###### ① バリアフリー化推進【継続】

道路整備にあわせたバリアフリー化を推進しています。

実施主体	建設整備課
------	-------

###### ② 道路の維持管理、改修、パトロール【継続】

移動に不自由を感じない道路の維持管理、改修を行っています。

実施主体	建設整備課
------	-------

### ③ 生活道路整備事業【継続】

交通弱者に配慮した安全性の高い生活道路整備を進めています。

実施主体	建設整備課
------	-------

## 2 建築物のバリアフリー化の推進

障がい者や高齢者を含め、すべての人が円滑に利用できるように、公共施設のバリアフリー化を推進します。さらに、公衆トイレなどについても、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザイン※に配慮して整備します。

### 施策 2-1 建築物のバリアフリー化

公共施設の積極的なバリアフリー化を進め、すべての人が安全に不自由を感じることなく利用できる施設づくりに積極的に取り組みます。

#### ① 公共施設的环境づくり【継続】

施設のユニバーサルデザイン※化を進め安心して利用できる環境づくりに努めています。

実施主体	施設建設担当課
------	---------

#### ② オストメイト対応トイレ※設備の整備【継続】

オストメイト※の方が、安心して外出できる社会環境を整備するため、オストメイト対応トイレ※設備を整備しています。

実施主体	施設建設担当課、福祉課
------	-------------

### 3 防犯・交通安全対策

防犯活動に自主的に取り組む団体などを支援し、地域の中で障がい者を見守る体制づくりを進めていきます。また、障がいの特性に配慮した交通安全対策を推進します。

#### 施策 3-1 防犯対策の推進

安全で安心して生活できる町を目指し、地域住民の自主防犯意識を高めます。

##### ① 防犯対策【継続】

福祉、教育、関係機関との連携・協力を図り町民の自主防犯意識の高揚に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

実施主体	総務課
------	-----

##### ② 消費者として障がい者の保護【継続】

障がい者を消費者としての利益の擁護や増進が図られるよう、被害に遭う恐れのある事件等については警察と連携しながら、町広報紙や町ホームページを活用して周知に努めます。

実施主体	住民課
------	-----

#### 施策 3-2 交通安全対策の推進

##### ① 交通安全対策【継続】

交通弱者にやさしい交通安全施設の整備に努めるとともに、交通安全に対する意識の高揚に努めます。

実施主体	総務課
------	-----

## 4 防災対策・災害時支援

災害時に被害を最小限に抑え、障がい者が安全に避難できるよう、防災訓練の実施や地域での支援体制づくりを進めます。また、高齢者や障がい者などの要援護者のために特別な配慮がなされた福祉避難所の設置を検討します。

### 施策 4-1 防災対策の推進

障がい者を含めた町民参加による防災訓練の実施や、自主防災組織や防災ボランティア組織などの地域における関係団体と連携することにより、防災に対する自助・共助の意識啓発に努めるとともに、地域における防災体制の充実・強化を図ります。

#### ① 防災対策事業【継続】

毎年実施している防災訓練時に、体の不自由な障がい者などの運搬訓練を実施しています。

実施主体	総務課
------	-----

#### ② 自主防災組織などの育成事業【継続】

自主防災組織の組織率が低いため、自主防災組織のない地域には発足時の斡旋や手助けをします。

実施主体	総務課
------	-----

#### ③ 防災体制の充実【継続】

防災行政無線の環境改善・充実に努めていくとともに、個別受信機の設置を検討します。

実施主体	総務課
------	-----

## 施策 4-2 災害時の避難支援

災害時において障がい者や高齢者などに対して、地域の中で情報の伝達や避難などの手助けをするしくみづくりを進めます。今後、特に支援\*を必要とする人の援護が地域の中で行えるよう、更なる制度の周知と登録の促進を図ります。

### ① 災害時要援護者支援制度\*【継続】

災害時要援護者台帳整備を進めており、災害時における要援護者を地域で見守り安心安全体制の強化を図っています。

実施主体	総務課、福祉課、介護支援課
------	---------------

### ② 避難準備情報【継続】

避難に時間がかかる高齢者や障がい者などの、災害弱者を早めに避難させるために、避難指示に先だって防災無線で情報を発令します。

実施主体	総務課
------	-----

## 施策 4-3 避難所の設置

2011年3月11日に発生した東日本大震災での教訓を活かし、障がい者に配慮された避難所を設置します。

### ① 避難所の整備【継続】

避難所にオストメイト対応トイレ\*設備の設置など、各障がい者へ配慮した避難所の整備を検討します。

実施主体	総務課、福祉課
------	---------

### ② 福祉避難所の設置【継続】

災害時において、障がい者や高齢者等、通常の避難所において特別な配慮を必要とする人を対象にした「福祉避難所」について、社会福祉施設を当該避難所に指定します。

実施主体	総務課、福祉課、介護支援課
------	---------------



### ③ 八戸圏域定住自立圏における福祉避難所の相互利用【継続】

災害時において、障がい者や高齢者等、通常の避難所において特別な配慮を必要とする人を対象にした「福祉避難所」について、圏域での相互利用を行います。

実施主体	総務課、福祉課
------	---------

## IV 教育・育成

発達障がい\*などの特別な教育的配慮を必要とする子どもを含め、障がいのある子どもたち一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加するために、個々の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援\*を行うことが求められています。

療育・教育に携わる保育士や教師、指導員などの障がいに対する理解を一層深めるとともに、指導員を配置するなどの支援体制の充実が必要です。

また、乳幼児期からライフステージに即した計画的、継続的な支援\*ができるよう、教育、福祉、保健の各関係機関の連携をさらに進めるとともに、学校卒業後においても社会参加と自立\*に向けた継続した支援が求められます。

### 1 専門機関での療育・教育の実施

障がい児や特別な支援\*を要する子どもに対し、適切な指導と発達支援を行います。また、就学後には特別支援教育の充実を図り、障がいをもつ児童・生徒の自立\*を支援します。

#### 施策 1-1 特別支援教育の実施

各小中学校や県立の特別支援学校、五戸町小中学校特別支援学級連絡協議会など、特別支援教育に関わる関係機関と連携を密にし、障がい児童生徒の自立\*を図るため、特別支援教育を実施します。

##### ① 障害児保育事業の推進【継続】

軽・中度程度の集団保育が可能な障がい児を受け入れた保育事業を実施しています。

実施主体	福祉課
------	-----

##### ② 特別支援教育支援員の配置【継続】

円滑な学級運営を目的として支援員を配置し、児童生徒や教師を支援\*しています。

実施主体	教育課
------	-----

## 2 一貫した教育支援

乳幼児期から学齢期、就職まで一貫した適切な支援\*ができるよう、相談支援体制を構築します。

### 施策 2-1 相談の連携

障がい児や家族を継続して支援できるように、町社会福祉協議会や地域包括支援センター\*、町保健師や医療機関との連携を密にします。

#### ① 巡回指導員・巡回相談員の活用【継続】

指導員や相談員から発達障がい\*等に関する情報提供や対応についての指導助言をもらいます。

実施主体	教育課
------	-----

#### ② 相談支援【継続】

障がい児やその家族の不安や悩みに適切な助言・指導が行えるよう相談支援体制の充実を図ります。

実施主体	福祉課
------	-----

## V 雇用・就業

障がい者が地域で自立<sup>\*</sup>した生活を営むためには雇用の場の確保が必要であり、障がい種別による格差の解消や働き方の選択肢を増やすなど、就業機会の拡充が必要です。就労していない障がい者は多く、生活基盤を築くだけの就労収入が得られていないことが推測できます。

障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるよう、就業に対する理解と啓発の促進に努めるとともに、公共職業安定所（ハローワーク）<sup>\*</sup>や障害者職業センター<sup>\*</sup>をはじめとした関係機関が連携し、専門的支援の充実・強化が求められます。

### 1 就労移行支援の充実

公共職業安定所（ハローワーク）<sup>\*</sup>や障害者職業センター<sup>\*</sup>などの関係機関と連携し、障がい者の雇用に関する周知と促進を図ります。また、一般就労への訓練として、障害福祉サービスの就労移行支援事業の利用促進を図ります。

#### 施策 1-1 就労移行の促進

障がい者雇用につなげるため、障がい者の就労訓練の場として就労移行支援の利用を促進します。

##### ① 就労移行支援事業（障害福祉サービス）【継続】

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援<sup>\*</sup>を行っています。

実施主体	福祉課
------	-----

##### ② 就職支度金の支給（地域生活支援事業）【継続】

就職により施設を退所する障がい者には、就職支度金を支給しています。

実施主体	福祉課
------	-----

### ③ 知的障害者職親委託事業（地域生活支援事業）【継続】

知的障がい者の自立更生を図るため、市町村に登録している事業経営者個人に一定期間預け、生活指導と技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場への定着性を高めています。

実施主体	福祉課
------	-----

## 2 働く場の確保と就労継続支援

障がい者に町の実施する業務を委託し、福祉的就労を支援\*します。

また、一般就労が困難な障がい者の福祉的就労の場として、障害福祉サービスの就労継続支援事業の利用促進を図ります。

### 施策 2-1 就労継続支援の利用促進

障がい者施設に入所・通所されている方が、就職しやすい環境づくりに取り組みます。

#### ① 就労継続支援事業（障害福祉サービス）

一般企業等で雇用されることが困難な方に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

## VI 保健・医療

障がい者の生活の質を高め、安心して健康な暮らしを守るためには、個々の障がいに応じて、適切な保健・医療サービスが提供される必要があります。

障がい者が安心して生活できるよう、障がいの原因となる疾病の予防や早期発見、早期治療に努め、必要な体制整備や情報提供を行うなど、保健・医療施策を推進するとともに、こころの病についての医療的ケアの充実が求められます。

### 1 健康づくりによる予防・早期発見

健康診査などの実施により、障がいの原因となる疾病を早期発見・予防するとともに、適切な治療や療育につなげるなど、必要な支援\*を行います。また、乳幼児期においては、発達障がい\*を早期に発見し適切な支援を行うため、関係機関との連携に努めます。

#### 施策 1-1 健康診査・健康診断による早期発見

乳幼児期、青年期、高齢期など各時期において健康診査または医師や保健師などによる相談を実施し、障がいの早期発見に努めながら適切な対応につなげます。

##### ① 妊婦健康診査事業【継続】

妊婦健康診査を通して妊婦の健康を見守るため、妊婦に対して妊婦健診受診券を交付します。

実施主体	健康増進課
------	-------

##### ② 乳幼児健康診査事業【継続】

乳児健康診査を通して、障がいの早期発見につなげるため、乳児に対して乳児健診受診券を交付します。また、乳幼児健康診査事業では、小児科・整形外科による診察を行い、異常の早期発見や早期支援を行います。

実施主体	健康増進課
------	-------

### ③ 乳幼児健康相談事業【継続】

保健師、栄養士による成長発達確認を行い、異常の早期発見や早期支援を行います。

実施主体	健康増進課
------	-------

## 施策 1-2 健康づくりによる予防

町民の健康づくりを支援<sup>\*</sup>することにより、障がいの発生を予防します。

### ① 健全母子育成支援事業【継続】

乳幼児・小学生の健康づくりを推進するため、保護者等に対して食育の大切さを指導しています。

実施主体	健康増進課
------	-------

### ② 健康のつどい事業【継続】

町民の健康づくりに対する意識を向上するため、毎年「健康のつどい」を開催しています。

実施主体	健康増進課
------	-------

## 2 障がいに対する適切な医療の実施

障がい者が適切な医療を受けることができるように、医療費助成を安定的、継続的に実施します。また、医療制度改革など社会情勢の変化に合わせて適切に町制度を見直し、ニーズにあった医療費助成を実施します。

### 施策 2-1 医療費の助成

障がいに対する適切な医療を継続して受けることができるように、医療費の助成を実施します。

### ① 自立支援医療費（更生医療）給付事業【継続】

18歳以上で日常生活や職業生活に適応するため、身体機能障がいの軽減または改善を図る医療に対しては、医療費の一部を支給しています。

実施主体	福祉課
------	-----

### ② 自立支援医療費（育成医療）給付事業【新規】

18歳未満で身体に障がいのある児童や、放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童には、確実に効果が期待できる治療に対して医療費を給付します。

実施主体	福祉課
------	-----

### ③ 自立支援医療費（精神通院医療）給付事業【継続】

通院による精神医療を継続的に要する方に対しては、医療費の給付を受けるための申請を受理し県へ進達しています。

受付窓口	福祉課
------	-----

### ④ 重度心身障害者医療費助成【継続】

重度心身障がい者の健康を保持するため、医療費を助成しています。

実施主体	福祉課
------	-----

## 3 医療的ケア児等への支援の実施

医療的ケアが必要な障がい児及びその家族が地域で安心して暮らしていくことができるようにするため、関係機関と連携し、支援体制を充実させます。

### 施策 3-1 相談・療育体制の充実

医療的ケア児等コーディネーターの配置を目指し、担当課での研修参加、圏域での設置検討などを実施します。

実施主体	福祉課
------	-----

## VII 情報・コミュニケーション

障がい者が社会参加していくためには、コミュニケーション手段の確保とわかりやすい情報提供、様々な情報収集手段の提供が必要です。情報の入手方法は広報紙やパンフレットによる人が多い反面、これらによる情報収集が困難な障がい者への情報の提供が求められます。

また、個々の障がい特性に応じた情報提供の充実を図るための施策が求められます。

### 1 コミュニケーション支援の充実

コミュニケーション支援を必要とする障がい者に、必要に応じ支援\*を実施します。また、手話通訳者などの養成を推進するとともに、派遣体制を充実させます。

#### 施策 1-1 手話奉仕員等の養成

##### ① 手話奉仕員等人材育成補助金【新規】

手話への理解及び普及、手話による意思疎通の支援を総合的に推進するため必要な手話奉仕員の人材を育成することを目的に、受講希望者への研修参加支援を行います。

実施主体	福祉課
------	-----

#### 施策 1-2 手話通訳者等の派遣体制

##### ① コミュニケーション支援事業（地域生活支援事業）【継続】

聴覚障がい等により他者と意思疎通を図ることが困難な方に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

実施主体	福祉課
------	-----

## 2 情報提供の充実

各障がい者に対する情報提供を、様々な手段で実施します。

### 施策 2-1 情報提供の充実

#### ① 点字資料の整備や本の郵送貸出【継続】

町図書館においては、点字資料を充実させ、視覚障がい者への資料の貸出や、肢体不自由障がい者への郵送による本の貸出などを実施しています。

実施主体	教育課（図書館）
------	----------

### 施策 2-2 障がい者に配慮した情報提供

「広報このへまち」、ホームページ、ケーブルテレビを用いて、障がい者が情報収集できるようにします。

#### ① 広報紙、ホームページ、ケーブルテレビによる情報提供【継続】

町の各種情報に対しては、町広報紙や町ホームページ、ケーブルテレビから情報を得ることができるよう整備し提供しています。

実施主体	総務課、総合政策課
------	-----------

#### ② ほっとスルメールによる緊急情報提供

聴覚障がい者等へ緊急情報（災害時の避難勧告や避難所開設情報、気象情報等）を携帯電話のメールにより提供しています。

実施主体	総務課
------	-----

### 3 「五戸町手話言語条例」の施策の推進

当該条例の趣旨に基づき、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者が手話を使用して日常生活や社会生活を安心して営むことができるよう、町民の理解を促進するとともに、手話に触れる機会を確保するための取組みを推進します。

#### 施策 3-1 関係団体への支援

##### ① 手話サークル等への補助金交付【新規】

手話の普及活動を推進している団体の活動費の一部を補助します。

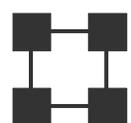
実施主体	福祉課
------	-----

#### 施策 3-2 職員研修の実施

##### ① 町職員を対象とした手話体験研修の実施【新規】

ろう者が安心して行政手続きを行えるよう職員への研修を実施します。

実施主体	総務課 福祉課
------	---------



## 第5章

### 計画の点検・評価





## 第5章 計画の点検・評価

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障がい者の意見を最大限尊重するとともに、行政、町民、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉協議会、保健医療福祉関係機関、教育機関、障がい者団体、障がい者施設や事業者などの関係機関が連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して障がい者福祉施策に取り組みます。

また、本計画をホームページなどで公表・周知することで、障がい者に対する地域社会の理解と協力が得られるよう、普及啓発を図ります。

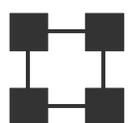
### 2 計画の点検・評価

#### (1) 点検・評価の考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況について点検します。また、今後においては、これらの点検結果に基づき障がい者のニーズや社会状況の変化等に対応した施策等の見直しを実施します。

#### (2) 点検・評価の体制

五戸町地域自立支援協議会が中心となり、計画の進捗状況についての点検及び評価を実施します。



# 資料編

# 資料編

## 1 用語の解説

### あ

#### 【オストメイト】 【オストメイト対応トイレ】

オストメイトとは、人工肛門や人工ぼうこう保有者を指し、オストメイト対応トイレは、排せつ物等の処理をしやすい機能を備えたトイレ。

#### 【医療的ケア児等】

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療的ケア）を受けることが不可欠である児童のことをいう。

### か

#### 【ケアマネジメント】

地域における障がい者の生活を支援し、自立と社会参加を促進するため、障がい者の状態・容態及び本人や家族の希望に応じて、保健・医療・福祉などの各サービスを組み合わせ、適切な身体的・精神的・社会的なケア計画を作成し、継続的に援助を行うことをいう。

#### 【権利擁護】

自らの意思を表示することが困難な障がい者などに代わって、援助者などが代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

#### 【公共職業安定所（ハローワーク）】

国民に安定した雇用機会を確保することを目的として国（厚生労働省）が設置する行政機関。

#### 【高次脳機能障がい】

主に脳の損傷によって起こされる様々な神経心理学的症状。その症状は多岐にわたり、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等で脳の損傷部位によって特徴が出る。

#### 【五戸町手話言語条例】

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び普及を総合的に推進し、全ての町民が心豊かに共生する地域社会を実現するために、町の責務、町民の役割を明らかにし、手話のしやすい環境の構築を推進することを目的とした条例。

## さ

### 【災害時要援護者支援制度】

地震や風水害などの災害が発生した際に、家族などの援助が困難で何らかの助けを必要とする人(災害時要援護者)の中で、災害時での避難援護の支援をしてもらうための台帳(災害時要援護者登録台帳)整備を進め、地域内での普段からの見守りと災害が発生した際に支援が得られる仕組みづくりを行い、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを図ることを目的とする制度。

### 【支援】

障がい者は庇護されるべき社会的弱者とみなすのではなく、本人の自立した自己決定を尊重し、本人らしさを発揮開花させるためのバックアップサポートをいう。

### 【重点施策実施5か年計画】

障害者基本計画の前期・後期5年間における諸施策の着実な推進を図るため、重点的に取り組むべき課題についての施策、その数値目標及び達成期間等を定めた計画。

### 【障害者基本計画】

障害者基本法第11条の規定に基づき、政府、都道府県、市町村において障がい者の状況を踏まえ策定しなければならない基本的な計画。

### 【障害者基本法】（昭和45年法律第84号）

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。平成23年（2011年）8月5日に第三次改正があり、法律の目的、障がい者の定義、基本的理念などが大幅に改正された。

### 【障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）】 （平成23年法律第79号）

障がい者虐待の防止、養護者に対する支援などに関する施策を促進し、障がい者の権利利益擁護を目的とした法律。平成24年（2012年）10月1日施行。

### 【障害者権利条約】

国連では、1970年代から障がい者の権利に関していくつもの宣言及び決議を採択してきたが、これらの宣言・決議は法的拘束力を持つものではなく、平成18年（2006年）12月、障害者権利条約が第61回国連総会で採択された。平成19年（2007年）9月、日本は、条約への署名を行い、平成26年に批准している。

### 【障害者差別解消法】

全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として平成25年6月に制定されている。

### 【障害者自立支援法】（平成17年法律第123号）

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び障がいのある児童が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を受けることなどを目的に、平成17年11月に公布された法律。

### 【障害者職業センター】

障害者雇用促進法において専門的な職業リハビリテーションを実施するとともに、地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する助言・援助等を行う機関として位置づけられ、職業リハビリテーションの専門家として障害者職業カウンセラーが配置されている。

### 【障害者総合支援法】

障害者自立支援法に代わる法律として制定された。

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため講じられた新たな障害保健福祉施策。新たな方策としては、①障がい者の範囲が拡大。制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等が加わる。②障害支援区分の創設。従来の「障害程度区分」が、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められる。③障がい者に対する支援として、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加。④サービス基盤の計画的整備が掲げられている。

### 【自立】

必要な支援を駆使して自己の意思で（支援を活用した自己決定を含む。）主体的、自立的に社会生活を営み、自己実現を図ることをいう。

### 【成年後見制度】

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなどの不利益から守る制度。

**【世界人権宣言】**

昭和23年（1948年）12月10日、国連第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択された。世界人権宣言は、前文と30の条文からなっている。

第1条は、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と宣言している。第2条は、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。」としている。第3条から第21条までは、町民的、政治的基本権について、第22条からは経済的、社会的及び文化的権利などについてうたっている。

**た****【地域活動支援センター】**

障がい者が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

**な****【内部障がい】**

内部障がいは内臓機能の障がいで、身体障害者手帳の交付対象としては、心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、腎臓機能障がい、ぼうこう又は直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がいがある。

**【難病】**

厚生労働省が指定した特定疾患の通称。原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家庭の負担が重くまた精神的にも負担の大きい疾病としている。

**【ノーマライゼーション】 [normalization]**

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の最も重要な理念。障がい者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。

## は

### 【発達障がい】

発達障がいとは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

学習障がい（LD）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。（平成11年7月の「学習障がい児に対する指導について（報告）」より抜粋）

注意欠陥多動性障がい（ADHD）とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。（平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」参考資料より抜粋）

広汎性発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット症候群、小児期崩壊性障がい、特定不能の広汎性発達障がいを含む総称。自閉症スペクトラムとは、3歳位までに現れ、①対人関係の障がい、②コミュニケーションの障がい、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいであり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。また、アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。

## や

### 【ユニバーサルデザイン】

ユニバーサルデザインは、ノースカロライナ州立大学デザイン学部ユニバーサルデザインセンターの創設者である故ロン・メイス氏によって提唱され「すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすることであり、デザイン変更や特別仕様のデザインが必要なものであってはならない。」とする概念で、原則1：だれにでも公平に利用できること、原則2：使う上で自由度が高いこと、原則3：使い方が簡単ですぐわかること、原則4：必要な情報がすぐに理解できること、原則5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること、原則6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること、原則7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保することの7原則となっており、バリアフリーが障がい者をデザイン対象として限定しているのとはスタンスが異なっている。（出典：発達障害情報センター 国立障害者リハビリテーションセンター）

ら

【リハビリテーション】〔rehabilitation〕

心身に障がいを持つ人の人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立<sup>\*</sup>を促すために行われる専門的技術。

## 2 五戸町地域自立支援協議会設置条例

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づき、五戸町における障害者の福祉の増進を図るため、相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し、中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として、五戸町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 五戸町障害者基本計画及び五戸町障害福祉計画等の作成、具体化に向けた協議
- (5) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から五戸町長（以下「町長」という。）が委嘱する。

- (1) 障害者福祉関係団体の代表者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 障害者福祉施設関係者
- (4) 行政関係者
- (5) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、協議会を統括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者等の出席又は資料の提出を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月3日から施行する。

### 3 五戸町地域自立支援協議会委員名簿

任期：令和4年2月24日～令和6年3月31日

	氏 名	所属団体名等	役 職
会 長	向 山 裕	五戸町社会福祉協議会	会 長
委 員	川 村 國 芳	五戸町民生委員児童委員協議会	会 長
	手倉森 齊	五戸町身体障害者福祉会	会 長
	湖 東 正 美	サポートセンター虹	理事長
	大 西 一 男	生活・文化研究所	理事長
	大 西 祐 子	相談支援事業所移山寮	管理者



## 五戸町 第3次障がい者計画

発行日 令和6年3月

発行者 青森県五戸町 福祉保健課

住 所 〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館21番地1

TEL 0178-62-2111 FAX 0178-62-2216